

令和6年 第1回選挙管理委員会会議録（要旨）

日 時 ― 令和6年1月18日（木） 午前11時00分～午前11時20分
場 所 ― 高層館12階 選挙管理委員室
出席者 ― （委 員）中井委員長、星原委員長代理、松井委員、山口委員
（事務局）中井事務局長、新家事務局次長、永吉係長、清瀬係長、井上主査

（中井委員長）

ただいまから、令和6年第1回選挙管理委員会を開催いたします。
今日の案件は、令和5年第5回市議会定例会についての報告とその他でございます。
それでは、事務局から令和5年第5回市議会定例会についての報告をお願いします。

（新家事務局次長）

それでは、令和5年第5回市議会定例会についてご報告させていただきます。
資料の1ページをお開きください。
総務財政委員会が令和5年12月14日に開かれまして、3人の議員から質疑がございました。

1人目の質問者、田代優子議員からは、1点目、投票率の向上について、そして2点目、投票における視覚に障害のある方への配慮についてということで質問がございました。

質問の概要につきましては、統一選と市長選挙はあまり投票率が高くなかったようなので、選挙管理委員会として、こういった取組をしているのかというものでした。

答弁内容の概要としまして、選挙啓発として、選挙期日と投票時間等の周知や投票の呼びかけのために実施した内容として、自治会の掲示板や電車、バスの車内等に啓発ポスターを掲示したということと、駅構内、店舗での映像広告やコンビニエンスストアでのPOS広告、それから、市のホームページやSNSにおける情報発信を行ったということを答弁いたしました。

そして、それ以外の常時啓発ということで、若年層や子どもの親世代に選挙に関心を持ってもらうために実施した内容として、高等学校等での出前授業の実施や、生徒会選挙や模擬投票などで使用するための選挙資材の貸し出しを行っていること、そして、市内の小中高生を対象にポスターと書道作品を募集して、入選作品による明るい選挙啓発作品展を開催しているということと、各区役所において、選挙の仕組みを紹介する選挙啓発パネル展を開催しているということを答弁いたしました。

それから、期日前投票所の増設について、どのように考えているのかという質疑がございました。

それにつきましては、任期満了による選挙以外、例えば、衆議院の解散総選挙においての増設は困難と考えていること、そして、開設日数や時間延長等を含め、任期満了の選挙において本格的に実施する場合は、区選挙管理委員会が運営主体となって実施体制を整えなければならないので、今後、市区選管で協議する必要があると考えているということとを答弁いたしました。

そして最後に、他の政令市等の事例を参考にして、投票率向上のために取り組んでもらいたいということを要望されております。

次のページをご覧ください。

投票における視覚に障害のある方への配慮についてということで、視覚に障害のある方への取組を、堺市としてどうしているのか、そして、他市の事例を踏まえた今後の取組について質疑がありました。

答弁内容の概要でございますが、視覚に障害のある方への取組として、広報さかいの点字版を 34 人に、音声版を 93 人に配布しておりますが、そのうち、希望された 68 人に、入場整理券を入れた封筒及び入場整理券本体に点字シールを貼って、入場整理券が入っていることや、入場整理券がどれであるかを気付けるような配慮を行っているということを答弁いたしました。

それから、市議選挙及び市長選挙の選挙公報の点字版と音声版を、広報さかいの点字版と音声版の配布を希望されている方全員に配布していることについて答弁いたしました。

また、音声コードを導入している政令市の事例について問われましたので、神戸市では、全世帯の入場整理券に印字している一方、北九州市や福岡市では、希望者のみに印字することになっているが、現在では希望者はいない状況であるということを答弁いたしました。

こういった音声コード等も含めて、視覚に障害のある方の意見を聴いて、配慮した取組をしてもらいたいということを要望されました。

次の質問者、西哲史議員でございますが、質問内容としては、公営掲示板の設置箇所を示す地図が候補者に交付されているけれども、その地図自体が、ポスターを貼りに行ったときに、実際とは違う記載があったり、道がわかりづらいというようなことがあるので、今後改善してほしいという要望でございました。

我々としては、公営掲示板を示す地図については、ポスターを速やかに掲示するため、正確でわかりやすい地図を作成するということが必要であると考えておりますので、各区の選挙管理委員会を指導して、次の選挙のときには改善しますというような答弁をいたしました。

3 人目の質問者が、西田浩延議員でございますが、選挙事務についてということで、概要としては、選挙事務における市選管と区選管の役割分担、選挙運動費用収支報告書の事務等について質疑がございました。

答弁内容の概要としては、市選管は、選挙事務の管理執行及び指導に関することが規程によって定められておりまして、各区の選挙管理委員会は、選挙の執行に関することが役割として明記されております。公職選挙法におきましても、指定都市における市区選管が選挙に関し事務を執り行う職務権限が明確に定められておりまして、選挙運動費用収支報告書に関しましては、市の選挙管理委員会が執り行うということになっております。

ただ、他の政令市の中でも、20 市のうち 17 市が各区の選管において受付事務を行っており、16 市が審査を行っているという現状がございます。

そのため、今後、市選管が区選管に可能な範囲内で事務を委譲できるよう希望しますということで、要望がありました。

それについては、今後検討させていただきますということを答弁いたしました。

以上、簡単ではございますけれども、報告とさせていただきます。

(中井委員長)

ありがとうございました。

ただいまの報告をお聞かせいただきましたが、委員の皆様方からご質問はございませんか。

(委員)

なし。

(中井委員長)

それでは、ただいまの報告については了といたします。

案件 2 のその他は何かありますか。

(中井事務局長)

事務局からは特にございません。

(中井委員長)

それでは、ただいまをもちまして、第 1 回の選挙管理委員会を閉じさせていただきます。